

参考 1

特定施設一覧表

(水質汚濁防止法第 2 条第 2 項関係) ※このうち特定有害物質（参考 2）を製造、使用、処理する施設が有害物質使用特定施設となる。

1	鉱業又は水洗炭業
2	畜産食料品製造業
1の2	畜産農業又はサービス製造業
3	水産食料品製造業
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業
6	小麦粉製造業
7	砂糖製造業
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業
9	米菓製造業又はこうじ製造業
10	飲料製造業
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業
12	動植物油脂製造業
13	イースト製造業
14	でん粉又は化工でん粉の製造業
15	ぶどう糖又は水あめの製造業
16	めん類製造業
17	豆腐又は煮豆の製造業
18	インスタントコーヒー製造業
18の2	冷凍調理食品製造業
18の3	たばこ製造業
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業
20	洗毛業
21	化学繊維製造業
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業
21の3	合板製造業
21の4	パーティクルボード製造業
22	木材薬品処理業
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業
24	化学肥料製造業
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業
26	無機顔料製造業
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学製品製造業
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業
29	コールタール製品製造業
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)
31	メタン誘導品製造業
32	有機顔料又は合成染料の製造業

3 3	合成樹脂製造業
3 4	合成ゴム製造業
3 5	有機ゴム薬品製造業
3 6	合成洗剤製造業
3 7	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(第51号に掲げる事業を除く。)
3 8	石けん製造業
3 9	硬化油製造業
4 0	脂肪酸製造業
4 1	香料製造業
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業
4 3	写真感光材料製造業
4 4	天然樹脂製品製造業
4 5	木材化学工業
4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業
4 7	医療品製造業
4 8	火薬製造業
4 9	農薬製造業
5 0	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業
5 1	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)
5 1の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業
5 1の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業
5 2	皮革製造業
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業
5 4	セメント製品製造業
5 5	生コンクリート製造業
5 6	有機質砂かべ材製造業
5 7	人造黒鉛電極製造業
5 8	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業
5 9	碎石業
6 0	砂利採取業
6 1	鉄鋼業
6 2	非鉄金属製造業
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)
6 3の2	空きびん卸売業
6 3の3	石炭を燃料とする火力発電施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業
6 4の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めっき施設
6 6の2	旅館業
6 6の3	共同調理場

66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業
66の5	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店
67	洗たく業
68	写真現像業
68の2	病院
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業
69の2	中央卸売市場
69の3	地方卸売市場
70	廃油処理施設
70の2	自動車分解整備事業
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場
71の3	一般廃棄物処理施設
71の4	産業廃車物処理施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72	し尿処理施設
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

参考 2

特定有害物質一覧表

(法第 2 条第 1 項関係)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアノ化合物
3	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二・ジクロロエタン
14	一・一・ジクロロエチレン
15	シスー・二・ジクロロエチレン
16	一・一・一・トリクロロエタン
17	一・一・二・トリクロロエタン
18	一・三・ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルトイド(別名チウラム)
20	二・クロロ・四・六・ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
21	S-四・クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

参考 3

「ダイオキシン類」一覧表

(ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項関係)

1	ポリ塩化ジベンゾフラン
2	ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
3	コプラナー・ポリ塩化ビフェニル

参考 4

「特定施設」一覧表

(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項関係) ※ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設

1	結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉
2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉
5	廃棄物焼却炉

参考 5

「特定施設」一覧表

(ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項関係) ※ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設
9	四-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設
10	二・三-ジクロロ-一・四-ナフトキノンの製造の用に供する施設
11	八・十八-ジクロロ-五・十五-ジエチル-五・十五-ジヒドロジインドロ[三・二-b-・三'・二'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設

17	フロン類の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

参考 6

「特定有害物質」一覧表

(農用地の土壤の污染防治等に関する法律第2条第3項関係)

1	カドミウム及びその化合物
2	銅及びその化合物
3	砒素及びその化合物

## 参考 7

### 汚染の可能性がある土地の端緒として留意すべき土地の現況利用

汚染の可能性がある土地の端緒としては、以下の例のような土地の現況利用が挙げられる。

例) 不自然な盛土、埋立跡、放置物、焼却施設、油漏れ、臭気、表土の変色、植物の枯死、不自然な窪地、野積みドラム缶、焼却灰の処理跡、排水污水ピット、人工池、排水溝、地下タンク、危険物貯蔵保管庫等

## 参考 8

### 第二段階調査において必要な資料の入手・閲覧先

#### 1 住宅地図

地元の図書館等において閲覧。過去のものは、地図製作会社から購入可能。

#### 2 航空写真

財団法人日本地図センターから購入、又は国土地理院に保管されているものを閲覧。

#### 3 旧版地形図・土地利用図

国土地理院において保管されているものを閲覧